

新監査公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 4 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

（1）対象部署

文化スポーツ部、観光・国際交流部、南区役所、市民病院事務局及び各業務の関係部署

（2）対象事務

令和6年4月から令和7年1月末までの期間に執行された令和6年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

（1）重点調査項目

支出事務において、支払漏れや支払遅延など適正ではない事務処理が発生していないか、財産管理事務において、使用料等の徴収が適正に行われているかについて重点的に調査を実施した。

（2）共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

(2) 実施日程

令和7年2月13日～令和7年7月4日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

診療報酬の過少請求により医業収益を逸失したもの

(市民病院事務局医事課)

市民病院事務局医事課では、令和6年診療報酬改定で新設された入院ベースアップ評価料の請求にあたり、令和6年5月に事前に届け出た施設基準の区分を誤っていた。その結果、同年6月分の診療報酬請求において、総額2,547,000円の過少請求となった。

同年6月、届出内容を確認した際に誤りを覚知し、速やかに届出内容を変更したものの、当月分については届出内容を遡及して変更することが認められず、適正な診療報酬での請求は7月分以降となり、結果として2,547,000円の医業収益を逸失した。

施設基準の区分を誤った原因は、対象となる数値を二重で計上したことや、対象となる費

用を一部見落としたことによるものであり、それは、担当者の新制度への理解が不十分であったことに加え、算出された数値を複数の職員で確認しなかったことが要因である。

本件は不適切な事務の執行であることはいうまでもないが、とりわけ市民病院を取り巻く経営環境が厳しさを増し、内部留保資金の減少が続いている状況で、経営の基礎となる医業収益を逸失したことは、到底看過することができない。本件が及ぼした影響をあらためて認識するとともに、二度と同じことが起こらないよう確実に再発防止に取り組む必要がある。今後は、診療報酬請求事務の執行にあたって細心の注意を払い、組織として適切な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。

【有効性】

（２）注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数 40 件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（５件）

- ・督促状の未発行及び発行遅延

イ 現金取扱事務に関すること（１２件）

- ・現金等の管理不徹底
- ・手書き納付書の不適切な管理

ウ 支出事務に関すること（６件）

- ・委託料等の支払遅延

エ 契約事務に関すること（３件）

- ・契約日を遡って契約を締結したもの

オ 指定管理事務に関すること（１件）

- ・徴収事務委託告示等手続漏れ

カ 財産管理事務に関すること（１３件）

- ・行政財産使用料の算定誤り
- ・契約締結の遅延